

＼令和9年度／



令和8年9月時点

幼稚園ページはこちら



安曇野市 こども園幼稚園課
(本庁舎1階16番窓口)

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
TEL : 0263-71-2256
FAX : 0263-72-2065

クラス		生年月日
5歳児クラス	年長	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
4歳児クラス	年中	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日
3歳児クラス	年少	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日
2歳児クラス	未満	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日
1歳児クラス		令和7年4月2日 ~ 令和8年4月1日
0歳児クラス		令和8年4月2日 ~

もくじ

1. 幼稚園ってどんなところ？	P 1
2. お子さんの“園年齢”について	P 1
3. 利用時間について	P 2
4. 幼稚園給食費等（利用者負担額）について	P 3～ 4
5. 入園までの流れについて	P 5～10
6. 病児・病後児保育 について	P 11～12
7. Q&A	P 13～19
8. 園情報&アクセス	P 20

1. 幼稚園ってどんなところ？

幼稚園は、「あそび」を大切にした教育を行う施設です。

小学校以降の教育と異なり、教科ごとに分けるのではなく、「あそび」を中心とした総合的な教育を通じ、人とのかかわりを学んだり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどへの気づきの中で、小学校以降の学習の基盤をつくっていきます。幼稚園での「あそび」は「学び」であり、子どもの将来にとって生きる力の基礎を育成していきます。

2. お子さんの“園年齢”について



クラス		生年月日
5 歳児クラス	年長	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4 歳児クラス	年中	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3 歳児クラス	年少	令和5年4月2日～令和6年4月1日

3. 利用時間について

利用時間は時期に応じて、下記のとおりです。



■幼稚園の利用時間

★入園式～4月中旬（慣らし（慣れ）保育期間）

◎全園児・・・午前9時～午前11時

★4月中旬～4月末（慣らし（慣れ）保育期間）

◎新入園児・・・午前9時～午後1時

◎在園児・・・午前9時～午後3時

（※午後3時～午後4時30分は、**預かり保育**として利用可能）

★5月～3月中旬

◎全園児・・・午前9時～午後3時

（※午後3時～午後4時30分は、**預かり保育**として利用可能）

★利用時間

★利用時間

8:309:009:3010:0010:3011:0011:3012:0012:3013:0013:3014:0014:3015:0015:3016:0016:30

入園式～4月中旬		登園時間	教育時間 (9:00～11:00)	
4月中旬～ 4月末	新入園児	登園時間	教育時間 (9:00～13:00)	
	在園児	登園時間	教育時間 (9:00～15:00)	預かり保育
5月～3月中旬		登園時間	教育時間 (9:00～15:00)	預かり保育

※降園時間については、変更になる場合があるので、あらかじめご了承ください。

4. 幼稚園給食費等（利用者負担額）について

下記のとおり利用者負担が発生します。

保護者の方に 支払っていただく 利用者負担額	=	①給食費	+	②預かり保育料
-------------------------------------	---	------	---	---------

令和元年10月より幼稚園保育料は無償化されたため、利用者負担は給食費と預かり保育料のみになりました。

納付方法

各期の納付期限は、**毎月末日（12月のみ25日）**です。

①給食費・・・口座振替依頼書により事前登録することで、毎月指定日に振替となります。

原則、口座振替による支払いです。

※定期振替：毎月末日（12月のみ25日）（休日の場合翌営業日）

※再振替：翌月15日以降

②預かり保育料・・・納付書により指定金融機関又は市役所での納付をお願いしています。

①給食費

市民税所得割額が77,101円未満の方・・・月額 0円

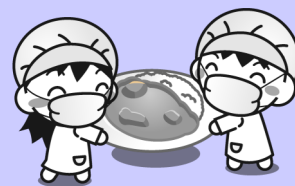
市民税所得割額が77,101円以上の方・・・月額3,100円

月の途中での入退園により登園日数が20日未満の場合は日割り計算を行います。計算式は以下のとおりです。

『日割り給食費 = 月額給食費（3,100円）× 登園日数 ÷ 20』

なお、欠食があった場合の日割り計算は行いません。

※令和6年度から給食費が3,400円に増額していますが、差額の300円分は市と県で負担をしていますので、上記の金額（3,100円）のとおりです。



《国減免》

多子世帯に対する給食費の無償化

（解説）

小学校3年生以下の範囲内において、お子さんが3人以上いる場合、小学校3年生以下のうえのお子さんからカウントして、3番目以降のお子さんの給食費を **無償化** します。

軽減対象



《軽減対象の拡充・・・市独自減免》

第3子目給食費の無償化

（解説）

お子さんが3人以上いる世帯で、第3子目以降のお子さんが通園している場合、第3子目以降のお子さんの給食費を **無償化** します。

軽減対象



※預かり保育料は、減免・軽減の対象とならないため、ご注意ください。

-

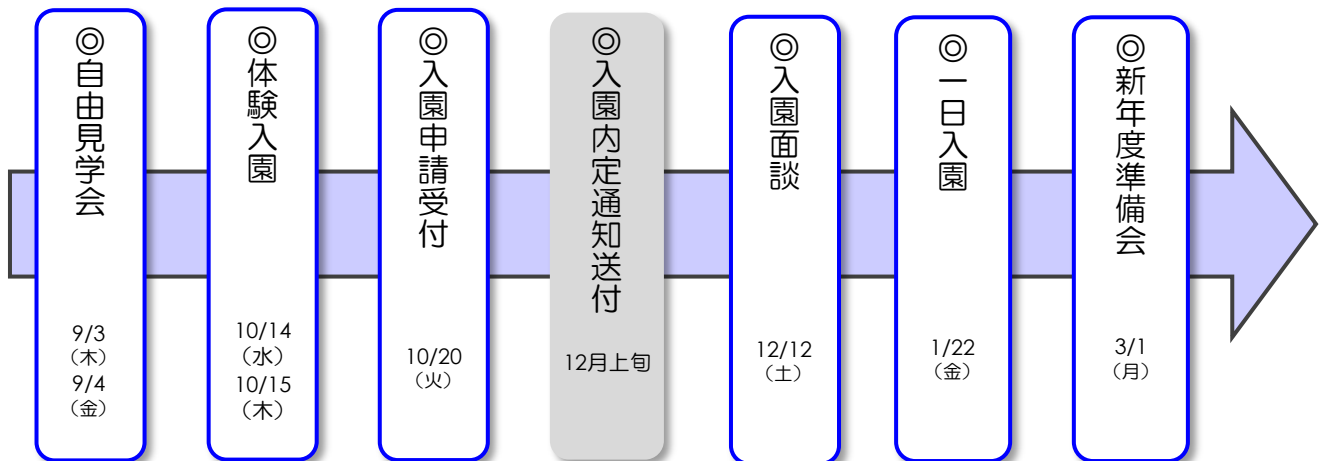
-



5. 入園までの流れについて

！ 留意事項

インフルエンザ等の感染症が園で流行している場合、以下の各行事は延期または中止となる場合があります。直近の情報は、市ホームページで確認いただくか、穂高幼稚園にお問い合わせください。



◎体験入園

日 程・・・10月14日(水)、10月15日(木)
受付時間・・・9時30分～9時45分
入園説明・・・9時45分～10時15分
体験時間・・・10時20分～10時50分
会 場・・・穂高幼稚園

※事前に市ホームページからお申し込みください。
※当日は入園に関する説明も行います。
※保護者の方は必ず一緒にご参加ください。
※上履きをお持ちください。

◎入園申込受付

受付日・・・10月20日(火) 9時15分～14時
受付場所・・・穂高幼稚園

※上記日程で提出できない場合は、幼稚園にご相談ください。
※『支給認定申請書兼保育施設等入園申込書』、『発育の調べ』、『マイナンバー関係』、『提出書類チェックリスト』を提出してください。

※入園希望多数の場合は、抽選により入園者を決定します。
入園定員超過し抽選となる場合は、園より保護者の皆さまへ電話で連絡します。

提出いただく書類があります。



◎入園面談

日 程・・・12月12日（土）
時 間・・・9時00分 から 12時00分まで
場 所・・・穂高幼稚園
内 容・・・お子さんとの面談

◎1日入園

日 程・・・1月22日（金）
受付時間・・・9時15分 から 9時30分
場 所・・・穂高幼稚園
内 容・・・入園体験・準備品等説明会

◎新年度準備会

日 程・・・3月1日（月）
受付時間・・・9時30分 から
説 明・・・9時45分 から 11時00分頃
場 所・・・穂高幼稚園
内 容・・・①PTA活動などの説明
②教材の購入・リュックの販売
③入園式のご案内
そ の 他・・・保護者の皆様に向けての説明会です。
※託児はありませんので、ご了承ください。

申請書記入方法（1、2ページ）

※申請書はコピーしたり写真に残す等、各自確認できるようにしておくことをお勧めします。

該当する届出の種別に○をしてください。

幼稚園給食費を納入する名義人となる保護者（納入義務者）を記入してください。市内に住所のある方（転入予定の方含む）を記入して下さい。

1月1日時点にお住いの自治体を記入してください。

令和8年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方は、令和8年度の所得・課税証明書の提出が必要です。（4～8月入園の場合）

入園を希望する期間と施設名を記入してください。記入された施設で調整します。

同居しているその他世帯員全員を記入してください（祖父母は裏面へ記入してください）。また、別居しているが仕送りをしている学生がいる場合も記入してください。

未就園児がいる場合は、職業欄へ誰が保育するかなど予定を記入してください。
例 ・祖母が保育
・母が職場へ連れていく

申請児童の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）の有無について、○で囲んでください。

提出日を記入

第1連絡先に✓を記入してください。

保育施設等に既に入園している場合は、施設名を記入してください。

令和9年度
支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）・現況届書
兼 保育施設等利用申込書・児童台帳

（宛先） 安曇野市長
（宛先） 安曇野市教育委員会

申請日 令和 8年 10月 20日

交付者印

該当する届出の種別に○をしてください。

幼稚園給食費を納入する名義人となる保護者（納入義務者）を記入してください。市内に住所のある方（転入予定の方含む）を記入して下さい。

1月1日時点にお住いの自治体を記入してください。

令和8年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方は、令和8年度の所得・課税証明書の提出が必要です。（4～8月入園の場合）

入園を希望する期間と施設名を記入してください。記入された施設で調整します。

令和9年度
支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）・現況届書
兼 保育施設等利用申込書・児童台帳

（宛先） 安曇野市長
（宛先） 安曇野市教育委員会

申請日 令和 8年 10月 20日

交付者印

教育・保育給付認定
新規入園・継続入園・転園希望

子どもが入園中の園（該当者のみ）
認定こども園
保育園・幼稚園

子どもの続柄
父

氏名
安曇野 太郎

生年月日
昭和 3年 9月 5日

R9.4.1
現在年齢
35 歳

〒 399 - 8281
安曇野市 豊科 6000 番地

申請時の住所（上記と異なる場合）☒送付先希望：〒 390 - 0812
長野県松本市〇〇6000番地

転入（予定）年月日
令和 9年 3月 15日

職業等
会社員

障がい
☐

父 携帯 第1口 080-0000-0000
母 携帯 第1口 ☒ 080-0000-0000

（フリガナ）氏名
アツミ ジョウ

生年月日
令和 5年 9月 30日

R9.4.1
現在年齢
3 歳

性別
男

身体障害者手帳・療育手帳の有無
有 ☒ 無

申請に係る子ども
安曇野 次郎

（3 人きょうだい）の（2 番目）

① 入園を希望する期間、認可保育施設名を記入してください。

入園を希望する期間
令和 9 年 4 月 1 日 から 小学校就学前（または 令和 年 月 日）まで

希望施設
第1希望 穂高 認定こども園 保育園 幼稚園
第2希望 穂高 認定こども園 保育園 幼稚園
第3希望 西穂高 認定こども園 保育園 幼稚園
第4希望 認定こども園 保育園 幼稚園
第5希望 認定こども園 保育園 幼稚園
第6希望 認定こども園 保育園 幼稚園

② その他の世帯員 ※父母が単身赴任中や別居中（離別を除く）の場合も世帯員に含めてください。祖父母は裏面へ記載してください。

区分
上記「保護者（納入義務者）」と「申請に係る子ども」以外の世帯員全員を記入してください。

（フリガナ）氏名
アツミ ハナコ
安曇野 花子
アツミ イチロウ
安曇野 一郎
アツミ サクラ
安曇野 さくら

子どもとの続柄
母
兄
妹

生年月日
昭和 62 年 12 月 5 日
昭和 27 年 12 月 2 日
昭和 7 年 11 月 16 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

R9.4.1
現在年齢
39
11
1

職業又は学校名・園名等
専業主婦
穂高南小学校
母が保育

在学・在園中
在学・在園中
在学・在園中
在学・在園中
在学・在園中
在学・在園中

障がい
☐
☐
☐
☐
☐
☐

市内・市外の在住、同居・別居に関わらず
祖父母の状況を記入してください。

祖父母と同居している場合、住所の
記入は不要です。

- ③ 祖父母の状況 ※同一世帯の場合のみ「同居」としてください。世帯分離をしている場合は「別居」としてください。
※ご健在の方のみご記入ください。

区分	(フリガナ) 氏 名	子ども との関係	Q9.4.1 現在年齢	住 所 (同上の場合は〃で入力)	職業等	障がい	同居・別居
父 方	アイシ/ タイスケ	祖父	63		会社員	☐	同居 別居
	アイシ/ マサコ	祖母	63		無職	☐	同居 別居
母 方	ホイク エンタ	祖父	61	長野市〇〇6000番地	自営業(農業)	☐	同居 別居
	ホイク ソコ	祖母	60	〃	自営業(農業)	☐	同居 別居

登園の時間とお迎えの
時間(予定)を記入して
ください。

- ④ 保育の必要性・理由と希望する保育の必要量等
(希望する利用時間(目安)を記入し、【2号・3号】または【1号】のどちらか一方に記載してください。)

希望利用時間	午前 8 時 50 分(登園の時間) ~ 午後 3 時 00 分(お迎えの時間)
保育の必要性 有りの方	保護者の就労等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する方
	必要とする理由(別紙で添付書類を確認してください)
	父 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ その他()
	母 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ その他()
	【2号・3号】 希望する 保育必要量 ☐ (1) 短時間 (午前8時30分から午後4時30分までの1日8時間まで) ※1か月64時間以上の就労や、介護や就学、求職活動など ☐ (2) 標準時間 (午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで) ※1か月120時間以上の就労や、介護や就学、出産月を除く前3か月・後6か月間など
	長時間保育 ☐ 利用する(内定後に別途申請が必要) ☐ 利用しない ※標準時間認定の要件を満たしている場合、「短時間認定+長時間保育」の利用はできません。 土曜保育 ☐ 利用する(内定後に別途申請が必要) ☐ 利用しない
保育の必要性 無しの方	3歳以上児で上記の必要とする理由に該当せず、保育施設等の利用を希望する方
	希望する 時間 ☒ 午前9時から午後3時 1日6時間まで
	【1号】 預かり 保育 ☐ 利用する(内定後に別途申請が必要) ☒ 利用しない

1号認定の方は9時~15時
が通常の保育の時間です。
15時以降の預かり保育を
利用する場合は、内定後に
園への申請が必要です。

- ⑤ 家庭の状況等

家庭の状況	☐ ひとり親世帯 ☐ 在宅障がい児(者)のいる世帯 ☒ 左記以外
生活保護の適用	☒ 無 有 (年 月 日 保護開始)

- ⑥ 子どもの健康状態

該当する項目に✓を してください	☒ 健康である ☐ 病弱である ☐ 発達に心配がある ☐ 食物アレルギーがある
	その他(集団保育の上で心配なことがある場合などは記入してください。)

生活保護を受けている世帯
は適用開始年月日を記入し
てください。

- ⑦ 情報閲覧等の同意

情報閲覧等の同意	☒ 教育・保育給付認定に必要な私の世帯の市民税等課税情報(同一世帯者含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づいて決定した利用者負担額(保育料)及び副食費の徴収に関する情報について、特定教育・保育施設等に対して提示すること、健康管理を円滑に進めるために母子保健情報を閲覧及び調査することについて同意します。
----------	--

必ず✓をしてください。

※黒のボールペンで、楷書ではっきりと書いてください。(消えるペンの使用不可)

※記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消して、正しい内容を記入してください。

申請書記入方法（3、4ページ）

1 ページ目の納入義務者の欄に記入した方のお名前と、子どもから見た続柄（父、母等）およびその方のマイナンバーを記入してください。

★納入義務者の方はマイナンバーの分かる書類の写しの添付が必要です。

入園希望のお子さんのお名前とマイナンバーを記入してください。

★お子さんのマイナンバーの分かる書類の添付は不要です。

上記の2人以外の世帯員（きょうだいは不要です）のお名前と、入園希望のお子さんから見た続柄およびマイナンバーを記入してください。

★世帯員のマイナンバーの分かる書類の添付は不要です。

⑧ 個人番号（マイナンバー）記入欄

1 申請者（保護者（納入義務者））
○ 下記記入欄に申請者（保護者（納入義務者））の必要事項をご記入ください。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）													
安曇野 太郎	父	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0

○ 申請者（保護者（納入義務者））の本人確認のため、下記の①又は②の書類の「写し」を添付してください。
① 個人番号（マイナンバー）カード ※必ず表と裏の両面の写しを添付してください。
② 個人番号が記載された住民票 及び 身元確認書類

身元確認書類について	
下記の書類から1点 (顔写真付きであって公的機関が発行したもの)	左記の身元確認書類を有していない場合は、下記の書類から2点
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付のもの)、在留カード、身体障害者手帳等	介護保険証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書、源泉徴収票等

2 申込（または利用中）の子どもをご記入ください。
なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）													
安曇野 次郎	本人	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0

3 その他の世帯員
○ 申請者（保護者（納入義務者））と申込（利用）の子ども以外の世帯員全員をご記入ください。（きょうだいは不要）
申込（利用）の子どもと別居している保護者（単身赴任等）の記載も必要です。
なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

氏 名	子どもとの続柄	個人番号（マイナンバー）													
安曇野 花子	母	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0
安曇野 大介	祖父	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0
安曇野 正子	祖母	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0
						—					—				
						—					—				
						—					—				

※市記載欄 以下は記入しないでください

番号確認		確認年月日	確認者印
☐ 個人番号カード（表・裏） ☐ 個人番号記載の住民票 ☐ その他（ ）		令和 年 月 日	
身元確認（個人番号カード提示の場合は不要）			
顔写真付身元証明（以下から1点） ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ パスポート ☐ 住民基本台帳カード（顔写真付のもの） ☐ 在留カード ☐ 身体障害者手帳等 ☐ その他（ ）		その他身元確認書類 （左記の身元確認書類を有していない場合は以下から2点） ☐ 介護保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 年金証書 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 源泉徴収票等 ☐ その他（ ）	

保護者氏名（父・母）と、1月1日時点にお住いの自治体に☑してください。安曇野市以外の場合は、自治体名を記入してください。

令和7年1月1日時点で安曇野市に住民票がない方は、令和7年度の所得・課税証明書の提出が必要となります。

※市記載欄

認定の可否		支給認定証番号	認定区分等	
可	認定日： 年 月 日		☐ 1号	☐ 2号 ☐ 3号
否	理由：		☐ 短 ☐ 標準	

前年度分 (4～8月)	市民税所得割額	階 層	子 目	年 齢	利用者負担額	確認欄 ☐
当年度分 (9～3月)	市民税所得割額	階 層	子 目	年 齢	利用者負担額	確認欄 ☐

課長	園長	係長	担当	備考欄

6. 病児・病後児保育 について

病児・病後児保育とは、

医療機関受診後のお子さんで、病気の回復期前または回復期にある場合に、保護者の就労等の理由により、家庭で保育できないときに保護者に代わり保育することをいいます。

小学3年生
までの児童

①利用可能な方・・・以下の条件全てに該当する場合に利用が可能です。

※ただし、感染症については、受入れをお断りする場合があります。

- 条件1：生後6カ月経過後から小学校3年生までの児童
- 条件2：病気の回復期に至らず、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難である。
- 条件3：保護者が市内在住または市内に勤務している。

②実施場所・・・安曇野赤十字病院（安曇野市豊科5685番地）

病児・病後児保育室「あづみのキッズ♥けある〜む」

※病院玄関ホール「総合案内」でご案内します。

③利用定員・・・1日につき4人

※定員を超えた場合などは、受け入れできません。

④利用可能日・・・月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）

⑤利用時間・・・8:00～18:00

⑥利用期間・・・1回につき連続5日以内

⑦利用料・・・下記料金表のとおり利用料金がかかります。

対象の児童区分				利用時間に応じた1日当たりの負担額		
				4時間以内	4～8時間	8時間超え
保護者が市内在住	市内の認可保育施設等を利用している場合	1号認定		無料	無料	100円/30分
		2・3号認定	保育短時間	無料	無料	100円/30分 ※長時間保育登録時間内は無料
			保育標準時間	無料	無料	無料
		上記以外の児童		650円	1,300円	100円/30分



市内認可施設を利用していなくても、3歳未満児の住民税非課税世帯および3～5歳児は利用料が無料になります。保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、詳しくはこども園幼稚園課までお問い合わせください。

※利用料が発生した場合

後日、安曇野市こども園幼稚園課より納入通知書が発送されます。

納入通知書により納付期限までに、指定金融機関でご納付をお願いします。

⑧利用方法・・・下記の手順により利用いただけます。

◆事前手続き◆

手順1：『安曇野市病児・病後児保育事業利用登録申請書』の記載

※書類の入手方法・・・「安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室 窓口」
(安曇野市ホームページよりダウンロードも可能)

手順2：登録申請書の提出と『親子面談』の実施

申請書の提出時に「親子面談」を実施します。面談は事前予約が必要です。

※予約受付時間：午前8時～午後6時（※土日祝日、年末年始除く）

(☎0263-72-0082)

※面談場所・・・安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室

※面談時間・・・午後2時30分～午後5時30分（※土日祝日、年末年始除く）

30分～1時間程度（お子さんを連れてお越しください）

※持ち物・・・登録申請書、母子健康手帳、印鑑、支給認定証、
長時間保育決定通知書（短時間認定で長時間保育利用の場合）



書類のダウンロード
はこちらから♪



お子さんの医療機関受診

※医師に診療情報提供書を記載していただく。（※発行には利用者負担で料金がかかります。）

◆利用申込み◆

手順3：電話による 利用予約

※予約先・・・安曇野赤十字病院内・病児・病後児保育室

(☎0263-72-0082)

※受付時間・・・午前8時から午後6時まで（月～金、※祝日年末年始除く）

※キャンセル・・・利用当日の午前8時30分までに連絡

※当日利用や週始め等（月曜日や連休明け）も体制が整えば受入可能

◆利用日 当日◆

手順4：病児・病後児保育室の利用

※提出書類：①診療情報提供書

②安曇野市病児・病後児保育事業利用申請書兼利用決定通知書兼利用明細書

※持ち物：下記一覧表のとおり（※全ての持ち物には必ず記名をお願いします。）

必ず持参 いただくもの	必要に応じて持参 いただくもの
☐ 健康保険証（※児童及び保護者）	☐ 短時間認定で長時間保育をご利用の方 長時間保育決定通知書
☐ 福祉医療費受給者証	
☐ 母子健康手帳	☐ 標準時間認定の方 支給認定証 または変更通知書兼支給認定証
☐ 印鑑	
☐ 昼食（※お弁当、ミルクの場合 哺乳瓶）	☐ 紙おむつ（※最低6枚程度）
☐ おやつ（※2回分）	☐ お尻拭き（※普段お使いのもの）
☐ 飲み物（※イオン飲料・ジュース類等）	☐ ミルク（※1回分ずつ小分け）
☐ お薬（※医療機関より処方薬）	☐ 哺乳瓶
☐ 着替え・下着類（※各2～3枚程度）	☐ コップ
☐ 手拭タオル（※小さいもの1枚）	☐ よだれかけ
☐ バスタオル（※大きいもの2枚）	☐ エプロン2～3枚（※食事用）
☐ ビニール袋（※スーパー袋等3～5枚）	☐ 歯磨きセット
☐ 布団（※午睡用）	

7. Q&A（※よくある質問について）

○質問内容一覧

種別	No.	質問	ページ
① 申込みに関する こと	1	年度途中からでも入園できますか。	14
	2	幼稚園の利用状況（空き状況）を確認するには、どうしたらよいですか。	14
	3	令和9年3月中に安曇野市へ転入予定ですが、令和9年度当初（4月）からの入園の申込みはできますか。	14
② 申込み書の記載・ 受付に関するこ と	4	仕事の都合上、保護者が入園申込みに行けません。代理の者でも申し込めますか。	15
	5	入園申込は郵送でもできますか。	15
	6	マイナンバーは記入した方がよいですか。	15
③ 幼稚園給食費に関するこ と	7	離婚・再婚した場合、幼稚園給食費は変わりますか。	16
	8	月途中で入園・退園はできますか。	16
	9	入園後、大幅に収入が下がりましたが、幼稚園給食費は減免になりますか。	16
	10	3人目の子どもなので、幼稚園給食費も無料になるはずですが、無料になっていません。何か手続きが必要ですか。	17
	11	年度途中に前年所得に関する修正申告をして、市民税額が変わったのですが、幼稚園給食費も変わるのでしょうか。	17
	12	幼稚園給食費を口座振替にしたいのですが、どのように手続きすればよいのでしょうか。	17
	13	幼稚園給食費の口座振替依頼書を提出したのですが、いつから振替になるのでしょうか。	18
	14	幼稚園給食費の口座振替依頼書を提出したのに、引き落としになっていません。また、納付書が届きましたが、間違いではないのでしょうか。	18
	15	口座振替で幼稚園給食費を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればいいですか。	18
④ その他よくある問 合わせ	16	事前に幼稚園を見学することはできますか。	19
	17	年度途中で転園することはできますか。	19
	18	退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか。	19
	19	幼稚園と保育園・認定こども園の違いはなんですか。	19

①申込みに関すること

Q1 年度途中からでも入園できますか。

A 定員に空きがあれば入園可能です。
毎月5日（土日・祝日の場合は翌平日）を締め切りとして申請書を受け付けていますので、提出してください。



Q2 幼稚園の利用状況（空き状況）を確認するには、
どうしたらよいですか。

A 年度途中の空き状況は、市のホームページでご確認ください。毎月1回更新しています。



Q3 令和9年3月中に安曇野市へ転入予定ですが、
令和9年度当初（4月）からの入園の申込み
はできますか。

A 申込み可能です。
ただし、3月末までに転入（安曇野市への住民登録）が
できない場合は、4月に入園する事はできません。
5月1日の入園となります。



②申込書の記載・受付 に関すること

Q4 仕事の都合上、保護者が入園申し込みに行けません。
代理の者でも申し込めますか。

A 可能です。
ただし、申込書の受付の際、記載内容に不明な点があった場合、その不明な点についてお尋ねする場合がございます。



Q5 入園申込みは郵送でもできますか。

A 年度当初の申し込みの場合
原則、穂高幼稚園に来園のうえ、ご提出ください。
来園が難しい場合は、園までお問い合わせください。
年度途中の申し込みの場合
こども園幼稚園課へ郵送または来庁の上、提出してください。



Q6 マイナンバーは記入した方がよいですか。

A 個人番号は「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」に利用しますので、必ず記入するようにお願いします。
併せて保護者（納入義務者）の個人番号が確認できる書類と本人確認書類の提出（以下の①、②のどちらか）をお願いします。

- ①個人番号カード（顔写真付き）の両面の写し
- ②個人番号を記載した住民票と本人確認書類の写し



③幼稚園給食費に関すること

Q7 離婚・再婚した場合、幼稚園給食費は変わりますか。

A 幼稚園給食費が変更になる場合があります。事象が発生した場合は、園にある『支給認定申請書・保育施設等利用申込書記載事項変更申請書』に必要事項を記載して、毎月25日までに穂高幼稚園へ提出をお願いします。幼稚園給食費が変更になる場合、届出の翌月より料金に変更となります。変更月の上旬に通知します。



Q8 月途中での入園・退園はできますか。

A 原則、月の初日（1日）の入園及び月末での退園です。転出先の自治体の都合による場合は、ご相談ください。



Q9 入園後、大幅に収入が下がりましたが、幼稚園給食費は減免になりますか。

A 保護者の失業や疾病等により、著しく収入が減少した場合は、幼稚園給食費を減免する制度があります。3か月分の収入の証明等が必要になります。詳しくは、こども園幼稚園課までご相談ください。



Q10 3人目の子どもなので、幼稚園給食費も無料になるはずですが、無料になっていません。何か手続きが必要ですか。

A 4月1日時点で22歳以上の兄弟がいる場合や、世帯分離をして保護者の扶養から抜けた方がいる場合、留学等で同一生計かつ世帯から抜けている場合、同一生計かつ他市に一方の保護者と済んでいる場合等、在籍児童が3人目としてカウントされず、幼稚園給食費の徴収対象となっている場合があります。詳しくは、こども園幼稚園課までご相談ください。



Q11 年度途中に前年所得に関する修正申告をして、市民税額が変わったのですが、幼稚園給食費も変わるのでしょうか。

A 幼稚園給食費が変更になる可能性がありますので、こども園幼稚園課までご連絡ください。変更がある方には幼稚園給食費変更通知とともに、差額の還付または追加の徴収をさせていただきます。



Q12 幼稚園給食費を口座振替にしたいのですが、どのように手続きすればよいでしょうか。

A 「口座振替依頼書」(ハガキタイプ)に必要事項等をご記入いただき、ポストへ投函してください。依頼書は、本庁こども園幼稚園課窓口及び、幼稚園にごございますのでお尋ねください。



Q13 幼稚園給食費の口座振替依頼書を提出をしたのですが、いつから振替になるのでしょうか。

A 口座振替の開始時期につきましては、通常で口座振替依頼書の提出があった月の翌月からご利用いただくことが出来ます。
(※振替登録に、2～3週間程度かかります)
ただし、口座振替依頼書の記載漏れ等があった場合は、利用開始が遅れる場合があります。
口座振替日をご確認いただき、納付書との二重納付にならないようにご注意ください。



Q14 幼稚園給食費の口座振替依頼書を提出したのに、引き落としになっていません。また、納付書が届きましたが、間違いではないでしょうか。

A 下記の原因が考えられます。
①口座振替の登録が完了していない。(Q13参照)
②申請書に記入した保護者名(納入義務者)と、口座振替依頼書に記入した納入義務者名が異なっている。
②の場合、口座振替依頼書の再提出が必要です。振替登録が完了するまでは、現金での納付をお願いします。
口座振替日をご確認いただき、納付書との二重納付にならないようにご注意ください。



Q15 口座振替で幼稚園給食費を払っていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればいいですか。

A 口座振替ができなかった場合、振替月の翌月15日頃に再度口座振替を行います。
該当者の方には、『給食費の再口座振替のお知らせ』が送付されますので、再振替指定日に振替となるよう、前日までに口座残高の確認をお願いいたします。
※再振替においても振替不能となった場合は、その月分の給食費が引き落とされることはありません。
後日、納付書を送付しますのでお支払いください。



④その他よくある問い合わせ

Q16 事前に幼稚園を見学することはできますか。

A 可能です。
見学を希望する場合は、事前に穂高幼稚園に直接ご連絡ください。



Q17 年度途中で転園することはできますか。

A 利用調整のうえ、空きがあれば転園することができます。
ご希望の場合は、転園先利用希望開始月の前月5日（5日が休日の場合は翌開庁日）までに「希望園変更届」をこども園幼稚園課へ提出してください。ただし、第2希望以下の穂高幼稚園に入園中である場合は、手続き不要です。



Q18 退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか。

A 「退園届」に必要事項を記載し幼稚園へ提出してください。
※「退園届」は幼稚園にありますのでお尋ねください。



Q19 幼稚園と保育園・認定こども園の違いはなんですか。

A ①「制度」と、②「教育（保育）内容」の2点で違いがあります。

①幼稚園は、学校と同じく制度上「教育」となります。一方、保育園や認定こども園（2・3号認定）は「保育（福祉）」となり、お子さまを預かる目的が異なっています。園に通える時間も保育園・認定こども園と違い、基本的に「9：00～15：00」（延長して最大：16：30）までです。また、夏休みや冬休みがあり、その間は完全に休園となります。

②幼稚園は文部科学省の管轄に位置付けられ、「幼稚園教育要領」に基づいて、幼児期の心身の発達を支え、人として生きていく力を育むことを目標としています。穂高幼稚園では、幼児期のあそびの中の経験・感覚の積み重ねが学びであり、子どもたちの『あそび』を深め日々、研究と実践を重ねながら保育を行っています。
園と保護者と地域と一緒に子育てをするコミュニティとしてのつながりの深さも幼稚園の特徴です。そのため、子どもにとってより良い「経験」を大事に考えられたPTAの活動も充実しています。



8. 園情報&アクセス

施設名 安曇野市立 穂高幼稚園

連絡先 0263-82-2053

住所 〒399-8303
長野県安曇野市穂高6802番地

定員 140名





We love our morning.

AZUMINO

